

令和5年度
第4回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和5年8月8日(火) 午前10時
会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- (2) 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (4) 特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- (5) その他

2 その他

閉 会

令和5年度 第4回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和5年8月8日(火) 午前10時00分～

盛岡第2合同庁舎 3F共用会議室

| 区分 | 氏名 | 所属等 |
|---------|--------|------------------------|
| 公益代表委員 | 植村 亜季子 | もりおか女性センター 副センター長 |
| | 齋藤 信之 | 元 岩手県労働委員会 事務局長 |
| | 細田 清 | 岩手日報社論説委員会 副委員長 |
| | 丸山 仁 | 岩手大学 教授 |
| | 渡部 あさみ | 岩手大学 准教授 |
| 労働者代表委員 | 小菅 孝広 | 日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長 |
| | 小林 斉 | 電機連合岩手地域協議会 事務局長 |
| | 佐々木 正人 | 日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長 |
| | 原 利光 | JAM青森岩手県連絡会 事務局長 |
| | 山田 清秋 | UAゼンセン岩手県支部 支部長 |
| 使用者代表委員 | 菊池 透 | 岩手県商工会議所連合会 専務理事 |
| | 熊谷 敏裕 | 岩手県商工会連合会 専務理事 |
| | 瀬川 浩昭 | 岩手県中小企業団体中央会 専務理事 |
| | 藤田 芳男 | 岩手県経営者協会 専務理事 |
| | 松川 顕 | 盛岡ガス 常務取締役 |

五十音順

【事務局】

| 所属等 | 役職 | 氏名 | |
|-------|-------|--------|---------|
| 岩手労働局 | 局長 | 栗村 勝行 | |
| | 労働基準部 | 労働基準部長 | 市川 雄三 |
| | | 賃金室長 | 境澤 淳 |
| | | 賃金室長補佐 | 五十嵐 由佳子 |

審議会資料一覧

資料No.1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.4 岩手県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.5 岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.6 令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

2023年 7月 27日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県釜石市 15
基幹 7
電話 3018

岩手県北上市 7
J A M 連
会
電話 09

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において、鉄鋼業E22 (2211、2251、2252、2291、2293、2299 は除く)、金属線製品E247、その他の金属製品製造業E249を営む使用者に使用される労働者1,563名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保障することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上(協約率は、602名÷1,563名×100=38.5%)に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

| | |
|-----------------|----------|
| 労働協約上の賃金の最も低い額 | 966円/時間額 |
| 現在適用されている法定最低賃金 | 908円/時間額 |



5. 添付書類

- ① 労使の最低賃金に関する協定書(写)
- ② 申請に関する合意および申請代表者に対する委任書
- ③ 岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の適用使用者と適用労働者の概数

2023年7月31日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県北上市 〇〇〇〇 B-7
J A M 青 〇〇〇〇 絡会
会 長 佐々木 〇〇〇

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

記

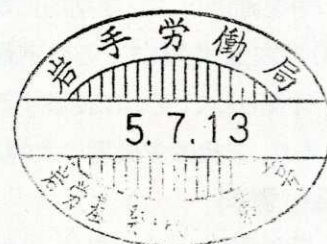
- 1 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者 2,147名
- 2 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 3 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求めるものである。
- 4 申し出の理由
申し出ケースは、申し出産業における事業の公正な競争を確保することを目的として、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上(912名÷2,147名×100=42.4%)の合意をもって法定最低賃金の金額改正が必要であることを求めるものである。

現在適用されている法定最低賃金 886円/時間額

- 5 添付書類
 - ① 岩手県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の適用使用者と適用労働者の概況
 - ② 岩手地方産業別最低賃金公正競争ケース疎明資料
 - ③ 最低賃金改定申請に関する決議書
 - ④ 申請に関する申請代表者に対する委任書



申 出 書



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
岩 手 地 域 協 議 会

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県内において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者12,071名。

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の金額改正を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、販売額、労働者数などから見ても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費などの地域経済においても重要性をもつこと。また、本産業で働く全ての労働者、とくに非正規労働者を含む中小零細規模事業所に働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たし、事業の公正競争を確保し、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与するものと確信している。
- (3) 現在適用されている法定最低賃金額=877円/hは全国下位に位置している。岩手のものづくり産業に働く仲間として、そこに従事する労使ともに生産性向上への取り組みが、県内企業の発展へ大きく寄与するものであり、未組織労働者の大幅な賃金改善が必要であると考え。

5. 添付資料

添付資料1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数。

添付資料2. 賃金の最低額に関する労使協定、覚書。

添付資料3. 最低賃金金額改正の必要性の決議書。

添付資料4. 申出代表者に対する合意委任書。

6. 疎明資料

- ① 産業別・企業規模別・男女別現金給与、所定内給与額の格差一覧表。
- ② 短時間パート労働者の1時間あたり所定内給与額。
- ③ 事業所別18歳最低賃金と岩手県電気機械器具製造業との賃金格差一覧表。
- ④ 全国電気機械器具製造業最低賃金推移表。

以上

2023年7月31日

岩手労働局長
粟村 勝行 殿

自動車総連岩手地方協議会
議長 豊嶋 昌勝

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、岩手県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において自動車小売業(除く二輪自動車小売業)を営む使用者に使用される労働者 5,439名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県自動車小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条の2に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 - (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。
 - (2) 申し出産業は労働者数、販売額からみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく雇用、消費等地域経済においても重要な役割をはたしている。
 - (3) 現在適用されている法定最低賃金 = 903円/時間
5. 添付書類
 - (1) 労使協定の写し
 - (2) 機関決定の写し
 - (3) 申し出合意書及び委任状
 - (4) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - (5) 疎明資料



以上

令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

R5.8.8

| 令和3年度 | 令和4年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画 | | | | 令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画 | | | |
|-----------|-----------------------|-------|-------------------|--|-----------------------|-------|-------------------|--|
| 月 日 | 月 日 | 時 刻 | 本審及び部会別 | 備 考 | 月 日 | 時 刻 | 本審及び部会別 | 備 考 |
| 5月21日(金) | 5月25日(水) | 15:00 | 第1回公益委員会議 | 審議会の運営等 | R5.5.19(金) | 14:30 | 第1回公益委員会議 | 審議会の運営等 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 6月11日(火) | 6月3日(金) | 10:00 | 第1回本審 | 審議会の運営等 | R5.6.7(水) | 10:00 | 第1回本審 | 審議会の運営等 |
| | 6月20日(月) | 1日 | 実地視察 | 内陸南部、飲食業 | R5.6.16(金) | 1日 | 実地視察 | 岩泉町、製造業 |
| 6月22日(火) | 6月28日(火) | | 中央最賃審 (目安小委員会) | 目安諮問 | 6月下旬 | | 中央最賃審 (目安小委員会) | 目安諮問 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 7月2日(金) | 7月1日(金) | 13:00 | 第2回本審 | 県最賃諮問 | R5.7.4(火) | 13:30 | 第2回本審 | 県最賃諮問 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 7月16日(金) | 8月2日(火) | | 中央最賃審 | 目安答申 | 7月下旬 | | 中央最賃審 | 目安答申 |
| 7月28日(水) | 8月5日(金) | 15:30 | 第3回本審 | 目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明 | R5.8.1(火) | 13:30 | 第3回本審 | 目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明 |
| 7月29日(木) | 8月8日(月) | 13:30 | ①県最賃専門部会 | 部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方 | R5.8.2(水) | 13:30 | ①県最賃専門部会 | 部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方 |
| 8月2日(月) | 8月19日(金) | 10:00 | ②県最賃専門部会 | 全国の審議状況 金額審議 | R5.8.3(木) | 13:30 | ②県最賃専門部会 | 全国の審議状況 金額審議 |
| 8月4日(水) | 8月22日(月) | 13:30 | ③県最賃専門部会 | 全国の審議状況 金額審議 | R5.8.4(金) | 16:00 | ③県最賃専門部会 | 全国の審議状況 金額審議 |
| 8月5日(木) | | | ④県最賃専門部会 | 全国の審議状況 金額審議 結 審 | R5.8.7(月) | 13:30 | ④県最賃専門部会 | 全国の審議状況 金額審議 結 審 |
| | | | | | | | | |
| 8月6日(金) | 8月23日(火) | 10:00 | 第4回本審 | 県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置 | R5.8.8(火) | 10:00 | 第4回本審 | 県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置 |
| 8月18日(水) | 9月7日(水) | 10:00 | 第1回特別小委員会 | 特定最賃必要性審議 | R5.8.21(月) | 10:00 | 第1回特別小委員会 | 特定最賃必要性審議 |
| 8月23日(月) | | | 第2回特別小委員会 | 特定最賃必要性審議 | | | 予備日 第2回特別小委員会 | 特定最賃必要性審議 |
| 8月24日(火) | 9月8日(木) | 10:00 | 第5回本審 | 県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置 | R5.8.24(木) | 10:00 | 第5回本審 | 県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置 |
| 9月24日(金) | 10月7日(金) | 10:00 | ①産別合同部会 | 部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整 | R5.9.28(木) | 10:00 | ①産別合同部会 | 部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整 |
| 10月20日(水) | 10月21日(金) | 13:00 | ②鉄鋼 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 | | | ②鉄鋼 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 |
| 10月27日(水) | 10月31日(月) | 12:30 | ③鉄鋼 | 金額審議 結 審 | | | ③鉄鋼 | 金額審議 結 審 |
| 10月8日(金) | 10月13日(木) | 10:00 | ②光学 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 | | | ②光学 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 |
| 10月22日(金) | 10月25日(火) | 9:00 | ③光学 | 金額審議 結 審 | | | ③光学 | 金額審議 結 審 |
| 10月6日(水) | 10月18日(火) | 15:00 | ②電気 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 | | | ②電気 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 |
| 10月22日(金) | 10月31日(月) | 8:00 | ③電気 | 金額審議 結 審 | | | ③電気 | 金額審議 結 審 |
| 10月7日(木) | 10月18日(火) | 12:00 | ②自動車 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 | | | ②自動車 | 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議 |
| 10月19日(火) | 10月27日(木) | 9:00 | ③自動車 | 金額審議 結 審 | | | ③自動車 | 金額審議 結 審 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 10月28日(木) | 11月1日(火) | 15:00 | 第6回本審 | 特定最賃審議、採決、答申 | R5.10.31(火) | 13:30 | 第6回本審 | 特定最賃審議、採決、答申 |
| 11月15日(月) | 11月18日(金) | 10:00 | 第7回本審 | 特定最賃異議諮問、審議、採決、答申 | | | 第7回本審 | 特定最賃異議諮問、審議、採決、答申 |
| | 12月14日(水) | 10:00 | 第1回運営小委員会 | 特別小委員会(特賃必要性審議) での 関係労使の参考人意見聴取につ | | | | |
| 1月13日(木) | 1月24日(火) | 15:30 | 第2回公益委員会議 | 審議の課題及びあり方 次年度の審議日程 | | | 第2回公益委員会議 | 審議の課題及びあり方 次年度の審議日程 |
| 3月22日(火) | 3月17日(金) | 10:00 | 第8回本審 | 産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案) | | | 第8回本審 | 産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案) |